

【介護複合施設まとい利用料金】

※端数処理のため若干の誤差が生じる場合があります。

(1) ユニット型介護老人福祉施設（1カ月あたりについては30日の月の概算）

●自己負担が1割

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
要介護度単位	661	730	803	874	942
加算	看護体制加算Ⅰイ ※1		12		
	看護体制加算Ⅱイ ※2		23		
	個別機能訓練加算 ※3		12		
	日常生活継続支援加算Ⅱ ※4		46		
	夜勤職員配置加算Ⅱイ ※5		46		
①1日あたりの単位数（③を除く）	800	869	942	1013	1081
②1月あたりの単位数（①×30日）	24,000	26,070	28,260	30,390	32,430
③介護職員処遇改善加算Ⅰ（②×8.3%） ※6	1,992	2,163	2,345	2,522	2,691
④介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ（②×2.7%） ※7	648	703	763	820	875
⑤1月あたりの単位数合計（②+③+④）	26,640	28,936	31,368	33,732	35,996
⑥1月あたりの総額（⑤×10円）	266,400円	289,360円	313,680円	337,320円	359,960円
⑦1月あたりで介護保険から給付される金額（⑤の9割）	239,760円	260,424円	282,312円	303,588円	323,964円
⑧1月あたりの自己負担額（⑥-⑦）	26,640円	28,936円	31,368円	33,732円	35,996円
⑨1月あたりの食費（第4段階） ※8		41,760円（1,392円/日）×30日			
⑩1月あたりの居住費（第4段階） ※9		60,180円（2,006円/日）×30日			
1月あたりの費用の合計（⑧+⑨+⑩）	128,580円	130,876円	133,308円	135,672円	137,936円

4月～9月の間は記載の要介護度単位に0.1%が加算されます。

- ※1 常勤の看護師を1名以上配置し、また看護職員を手厚く配置していること等による加算
- ※2 基準を上回る看護職員を配置し、施設から医療機関への24時間連絡体制が確保されていることによる加算
- ※3 常勤で専従の機能訓練指導員を1名以上配置し、看護・介護職員等と共同して個別の個別訓練計画を作成・実施していることによる加算
- ※4 介護福祉士資格を有する職員を手厚く配置し、重度の要介護状態の方、認知症の方等が可能な限り個人の尊厳を保持しつつ日常生活を継続できるよう支援する場合
- ※5 朝夕を含む夜間時間帯に職員を手厚く配置していることによる加算
- ※6 所定単位数（基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数）の8.3%を加算
- ※7 介護人材確保のための取組を一層進めるための国による介護職員等の処遇改善
所定単位数（基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数）の2.7%を加算
- ※8 食費は外出等で欠食される場合でも、1日単位で計算されます
- ※9 外泊や入院をされた場合、「介護保険負担限度額認定証」をお持ちの方であっても、上記居住費（2,006円）をお支払いいただきます。
- ※ 当施設利用料金概算は上記の通りですが、下記に該当する場合は、その金額が加算されます

初期加算	30 円/日	入所した日から30日間。また30日間を超える入院後の再入所の際にも30日間加算。
外泊時費用加算	246 円/日	入所者が病院等へ入院または居宅に外泊した場合、翌日から6日間（月をまたいだ場合は最長12日間）について加算。ただし、他の介護サービス費用は負担なし。
療養食加算	6 円/回	医師の発行する食事せんに基づき入所者の年齢、心身の状況によって適切な内容の療養食を提供した場合。（1日3食を限度で、1食を1回動定）
排せつ支援加算	100 円/日	排せつ障害等のため、排せつに介護を要する利用者に対し、多職種が共同して支援計画を作成し、その計画に基づき支援していること

(2) 居住費・食費と段階別自己負担上限額（1日あたり）

利用者負担段階	所得区分		居住費	食費
第1段階	生活保護受給者		820円	300円
	住民税	高齢福祉年金受給者		
第2段階	非課税 合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下		820円	390円
第3段階	世帯 合計所得金額と課税年金収入額の合計が266万円未満等		1,310円	650円
第4段階	上記以外の方		2,006円	1,392円

※ 住民税非課税世帯の方については上記のとおり軽減が受けられますが、
配偶者が住民税課税者である場合や、預貯金額が一定の基準を超える場合は対象外になります。

(3) 介護保険給付外サービス利用料金

		利用者負担金	備 考
日常生活等に要する費用	理髪・美容	実費	理美容師の出張による理美容サービス 事業者：カットM ハッピー号 ハートケア
	特別な食事	実費	提供する食事以外にご希望がある場合
	入院外泊中の居住費	2,006円	入院・外泊期間中に、居室が当該利用者用に確保されている場合に、1日当たり左記負担あり。ただし、「居室使用に係る同意確認書」提出者は負担なし。
	インフルエンザ等の予防接種料金等	実費	インフルエンザの予防接種費用（同意者のみ）
	オムツ代(入院時)	実費	入所中に提供するものは無料
	エンゼルケア	10,000円（税別）	永眠時の処置代（希望時）
	家族宿泊室利用料	一泊につき、1,000円（税抜）	
	サービス提供記録の複写物の交付	1枚 白黒10円 カラー30円	
	日用品・嗜好品・口腔ケア用品	実費	ご利用者の希望により特別に行う場合
	本人専用器具	実費	ご利用者の希望により特別に行う場合
	利用者の希望や必要に応じて提供するその他の費用	実費	医療費、衛生材料代、本人希望による洗濯代等

(注1) 介護給付費体系の変更があった場合、変更された額に合わせてご利用者の負担額を変更します。

(注2) 日常生活等に要する費用について、経済情勢の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容をご説明します。

【介護複合施設まとい利用料金】

※端数処理のため若干の誤差が生じる場合があります。

(1) ユニット型介護老人福祉施設（1カ月あたりについては30日の月の概算）

●自己負担が2割

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
要介護度単位	661	730	803	874	942
加算	看護体制加算Ⅰイ ※1		12		
	看護体制加算Ⅱイ ※2		23		
	個別機能訓練加算 ※3		12		
	日常生活継続支援加算Ⅱ ※4		46		
	夜勤職員配置加算Ⅱイ ※5		46		
①1日あたりの単位数（③を除く）	800	869	942	1013	1081
②1月あたりの単位数（①×30日）	24,000	26,070	28,260	30,390	32,430
③介護職員処遇改善加算Ⅰ（②×8.3%） ※6	1,992	2,163	2,345	2,522	2,691
④介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ（②×2.7%） ※7	648	703	763	820	875
⑤1月あたりの単位数合計（②+③+④）	26,640	28,936	31,368	33,732	35,996
⑥1月あたりの総額（⑤×10円）	266,400円	289,360円	313,680円	337,320円	359,960円
⑦1月あたりで介護保険から給付される金額（⑥の8割）	213,120円	231,488円	250,944円	269,856円	287,968円
⑧1月あたりの自己負担額（⑥-⑦）	53,280円	57,872円	62,736円	67,464円	71,992円
⑨1月あたりの食費（第4段階） ※8	41,760円（1,392円/日）×30日				
⑩1月あたりの居住費（第4段階） ※9	60,180円（2,006円/日）×30日				
1月あたりの費用の合計（⑧+⑨+⑩）	155,220円	159,812円	164,676円	169,404円	173,932円

4月～9月の間は記載の要介護度単位に0.1%が加算されます。

- ※1 常勤の看護師を1名以上配置し、また看護職員を手厚く配置していること等による加算
- ※2 基準を上回る看護職員を配置し、施設から医療機関への24時間連絡体制が確保されていることによる加算
- ※3 常勤で専従の機能訓練指導員を1名以上配置し、看護・介護職員等と共同して個別の個別訓練計画を作成・実施していることによる加算
- ※4 介護福祉士資格を有する職員を手厚く配置し、重度の要介護状態の方、認知症の方等が可能な限り個人の尊厳を保持しつつ日常生活を継続できるよう支援する場合
- ※5 朝夕を含む夜間時間帯に職員を手厚く配置していることによる加算
- ※6 所定単位数（基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数）の8.3%を加算
- ※7 介護人材確保のための取組を一層進めるための国による介護職員等の処遇改善
所定単位数（基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数）の2.7%を加算
- ※8 食費は外出等で欠食される場合でも、1日単位で計算されます
- ※9 外泊や入院をされた場合、「介護保険負担限度額認定証」をお持ちの方であっても、上記居住費（2,006円）をお支払いいただきます。
- ※ 当施設利用料金概算は上記の通りですが、下記に該当する場合は、その金額が加算されます

初期加算	60 円/日	入所した日から30日間。また30日間を超える入院後の再入所の際にも30日間加算。
外泊時費用加算	492 円/日	入所者が病院等へ入院または居宅に外泊した場合、翌日から6日間（月をまたいだ場合は最長12日間）について加算。ただし、他の介護サービス費用は負担なし。
療養食加算	12 円/回	医師の発行する食事せんに基づき入所者の年齢、心身の状況によって適切な内容の療養食を提供した場合。（1日3食を限度で、1食を1回勘定）
排せつ支援加算	200 円/日	排せつ障害等のため、排せつに介護を要する利用者に対し、多職種が共同して支援計画を作成し、その計画に基づき支援していること

(2) 介護保険給付外サービス利用料金

		利用者負担金	備 考
日常生活等に要する費用	理髪・美容	実費	理美容師の出張による理美容サービス 事業者：カットM ハッピー号 ハートケア
	特別な食事	実費	提供する食事以外にご希望がある場合
	入院外泊中の居住費	2,006円	入院・外泊期間中に、居室が当該利用者用に確保されている場合に、1日当たり左記負担あり。ただし、「居室使用に係る同意確認書」提出者は負担なし。
	インフルエンザ等の予防接種料金等	実費	インフルエンザの予防接種費用（同意者のみ）
	オムツ代(入院時)	実費	入所中に提供するものは無料
	エンゼルケア	10,000円（税別）	永眠時の処置代（希望時）
	家族宿泊室利用料	一泊につき、1,000円（税抜）	
	サービス提供記録の複写物の交付	1枚 白黒10円 カラー30円	
	日用品・嗜好品・口腔ケア用品	実費	ご利用者の希望により特別に行う場合
	本人専用器具	実費	ご利用者の希望により特別に行う場合
	利用者の希望や必要に応じて提供するその他の費用	実費	医療費、衛生材料代、本人希望による洗濯代等

（注1） 介護給付費体系の変更があった場合、変更された額に合わせてご利用者の負担額を変更します。

（注2） 日常生活等に要する費用について、経済情勢の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容をご説明します。

【介護複合施設まとい利用料金】

※端数処理のため若干の誤差が生じる場合があります。

(1) ユニット型介護老人福祉施設（1カ月あたりについては30日の月の概算）

●自己負担が3割

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
要介護度単位	661	730	803	874	942
加算	看護体制加算Ⅰイ ※1	12			
	看護体制加算Ⅱイ ※2	23			
	個別機能訓練加算 ※3	12			
	日常生活継続支援加算Ⅱ ※4	46			
	夜勤職員配置加算Ⅱイ ※5	46			
①1日あたりの単位数（③を除く）	800	869	942	1013	1081
②1月あたりの単位数（①×30日）	24,000	26,070	28,260	30,390	32,430
③介護職員処遇改善加算Ⅰ（②×8.3%） ※6	1,992	2,163	2,345	2,522	2,691
④介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ（②×2.7%） ※7	648	703	763	820	875
⑤1月あたりの単位数合計（②+③+④）	26,640	28,936	31,368	33,732	35,996
⑥1月あたりの総額（⑤×10円）	266,400円	289,360円	313,680円	337,320円	359,960円
⑦1月あたりで介護保険から給付される金額（⑥の7割）	186,480円	202,552円	219,576円	236,124円	251,972円
⑧1月あたりの自己負担額（⑥-⑦）	79,920円	86,808円	94,104円	101,196円	107,988円
⑨1月あたりの食費（第4段階） ※8	41,760円（1,392円/日）×30日				
⑩1月あたりの居住費（第4段階） ※9	60,180円（2,006円/日）×30日				
1月あたりの費用の合計（⑧+⑨+⑩）	181,860円	188,748円	196,044円	203,136円	209,928円

4月～9月の間は記載の要介護度単位数に0.1%が加算されます。

- ※1 常勤の看護師を1名以上配置し、また看護職員を手厚く配置していること等による加算
- ※2 基準を上回る看護職員を配置し、施設から医療機関への24時間連絡体制が確保されていることによる加算
- ※3 常勤で専従の機能訓練指導員を1名以上配置し、看護・介護職員等と共同して個別の個別訓練計画を作成・実施していることによる加算
- ※4 介護福祉士資格を有する職員を手厚く配置し、重度の要介護状態の方、認知症の方等が可能な限り個人の尊厳を保持しつつ日常生活を継続できるよう支援する場合
- ※5 朝夕を含む夜間時間帯に職員を手厚く配置していることによる加算
- ※6 所定単位数（基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数）の8.3%を加算
- ※7 介護人材確保のための取組を一層進めるための国による介護職員等の処遇改善
所定単位数（基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数）の2.7%を加算
- ※8 食費は外出等で欠食される場合でも、1日単位で計算されます
- ※9 外泊や入院をされた場合、「介護保険負担限度額認定証」をお持ちの方であっても、上記居住費（2,006円）をお支払いいただきます。
- ※ 当施設利用料概算は上記の通りですが、下記に該当する場合は、その金額が加算されます

初期加算	90 円/日	入所した日から30日間。また30日間を超える入院後の再入所の際にも30日間加算。
外泊時費用加算	738 円/日	入所者が病院等へ入院または居宅に外泊した場合、翌日から6日間（月をまたいだ場合は最長12日間）について加算。ただし、他の介護サービス費用は負担なし。
療養食加算	18 円/回	医師の発行する食事せんに基づき入所者の年齢、心身の状況によって適切な内容の療養食を提供した場合。（1日3食を限度で、1食を1回勘定）
排せつ支援加算	300 円/日	排せつ障害等のため、排せつに介護を要する利用者に対し、多職種が共同して支援計画を作成し、その計画に基づき支援していること

(2) 介護保険給付外サービス利用料金

		利用者負担金	備 考
日常生活等に要する費用	理髪・美容	実費	理美容師の出張による理美容サービス 事業者：カットM ハッピー号 ハートケア
	特別な食事	実費	提供する食事以外にご希望がある場合
	入院外泊中の居住費	2,006円	入院・外泊期間中に、居室が当該利用者用に確保されている場合に、1日当たり左記負担あり。ただし、「居室使用に係る同意確認書」提出者は負担なし。
	インフルエンザ等の予防接種料金等	実費	インフルエンザの予防接種費用（同意者のみ）
	オムツ代(入院時)	実費	入所中に提供するものは無料
	エンゼルケア	10,000円（税別）	永眠時の処置代（希望時）
	家族宿泊室利用料	一泊につき、1,000円（税抜）	
	サービス提供記録の複写物の交付	1枚 白黒10円 カラー30円	
	日用品・嗜好品・口腔ケア用品	実費	ご利用者の希望により特別に行う場合
	本人専用器具	実費	ご利用者の希望により特別に行う場合
	利用者の希望や必要に応じて提供するその他の費用	実費	医療費、衛生材料代、本人希望による洗濯代等

（注1） 介護給付費体系の変更があった場合、変更された額に合わせてご利用者の負担額を変更します。

（注2） 日常生活等に要する費用について、経済情勢の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容をご説明します。